

男性育児休業取得行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2021（令和3）年4月21日～2023（令和5）年4月20日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

2021（令和3）年3月～：法に基づく諸制度の調査

2021（令和3）年4月～：制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

2021（令和3）年4月～：管理職へのアンケート調査による実態把握

2021（令和3）年4月：研修内容の検討

2021年度～：研修の実施